

# 65歳以上の方(第1号被保険者)の 介護保険料を改定

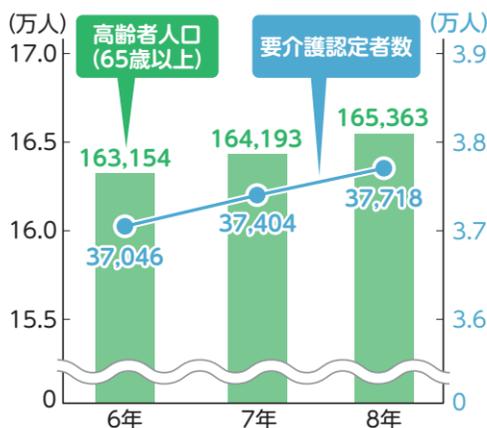
介護保険は、高齢社会を支える、なくてはならない制度です。40歳以上の方が納付する保険料などを財源として、介護を必要とする方が介護サービスを1~3割の料金負担で受けられます。

区は、3年ごとに策定する介護保険事業計画で必要な費用を見込んだ上で、介護保険料を定めています。高齢者人口の増加に伴う利用者の増加などにより、第9期(令和6~8年度)の介護保険料を、下表の通り改定します。 ※40~64歳の方の介護保険料は、加入している医療保険者が定める計算式により算定します。

問合せ 介護保険課管理係 ☎5984-2863

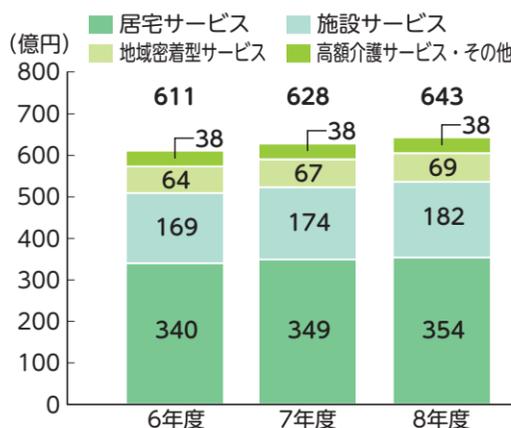
## 介護保険料が上昇する背景 ~高齢者人口の増加により、介護サービスの費用も増加! .....

### 65歳以上の高齢者人口と要介護認定者数の推計



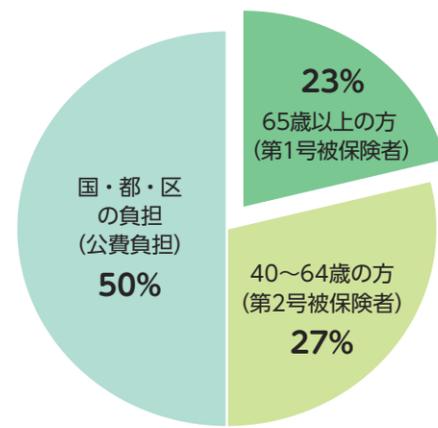
高齢者人口の増加に伴い、サービスを必要とする方(要介護認定者)が増加します。

### 介護給付費の見込み



サービスを必要とする方の増加に伴い、必要な費用が増えていきます。

### 財源の負担割合(6~8年度)



65歳以上の方の負担割合は23%となります。

## 介護保険料基準額の決まり方

$$\text{練馬区に必要な介護サービスの総費用} \times \text{65歳以上の方の負担分23\%} \div \text{練馬区に住む65歳以上の方の人数} = \text{練馬区の6~8年度の保険料の基準額}$$

**8万40円(年額) 6,670円(月額)\***

\*保険料(年額)を月割りにした目安で、実際の請求額とは異なります。

### <6~8年度の所得段階別の保険料>

所得段階	対象となる方	保険料(年額)
第1段階	生活保護受給の方	2万 40円
第2段階	本人が特別区民税非課税 老齢福祉年金受給の方	
第3段階	本人の前年の課税対象年金収入額とその他の合計所得金額の合計 80万円以下の方	2万5680円
第4段階	80万円を超えて120万円以下の方	
第5段階	120万円を超える方(本人が特別区民税未申告の方を含みます)	4万9680円
第6段階	本人の前年の課税対象年金収入額とその他の合計所得金額の合計 80万円以下の方	
第7段階	80万円を超えて120万円未満の方	5万8440円
第8段階	120万円以上210万円未満の方	
第9段階	210万円以上320万円未満の方	8万 40円(基準額)
第10段階	320万円以上420万円未満の方	
第11段階	420万円以上520万円未満の方	8万5680円
第12段階	520万円以上620万円未満の方	
第13段階	620万円以上720万円未満の方	10万4160円
第14段階	720万円以上820万円未満の方	
第15段階	820万円以上1000万円未満の方	12万 120円
第16段階	1000万円以上1500万円未満の方	
第17段階	1500万円以上2000万円未満の方	12万 120円
第18段階	2000万円以上3500万円未満の方	
第19段階	3500万円以上5000万円未満の方	13万6080円
	5000万円以上の方	

## 6年度の保険料決定 通知書を6月下旬に発送

6年度の特別区民税が確定し、介護保険の所得段階が決まる**6月下旬**に、保険料の決定通知書を発送します。ご自身の保険料は、決定通知書でご確認ください。▶問合せ:資格保険料係 ☎5984-4592

\*決定通知書は、70歳以上の方を対象とする東京都シルバーパス購入の際に所得確認書類として使えます。再交付はできませんので、必要な方は必ず保管してください。



緑色の封筒で届きます

## パンフレット「すぐわかる介護保険」

介護保険の利用方法やサービス内容などを紹介しています。▶配布場所:地域包括支援センター、区民事務所(練馬を除く)、図書館(南大泉図書館分室を除く)、はつらつセンター、敬老館、保健相談所、総合福祉事務所、地区区民館、介護保険課(区役所東庁舎4階)など ※区ホームページでもご覧いただけます。

